

令和3年稲敷市農業委員会第4回総会

[4月12日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について  
日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程 9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)  
日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)  
日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)  
日程13 議案第8号 令和3年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程10 議案第5号  
日程11 議案第6号  
日程12 議案第7号  
日程13 議案第8号
- 

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君

5番	村山文雄君	15番	関口邦子君
6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君
10番	黒田和夫君		

---

欠席委員

なし

---

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務係長	田中孝男君
農業委員会事務局主幹	平沢心平君

---

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和3年4月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は5番村山文雄委員、6番木内昌秀委員の両名を指名をいたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

2件ございまして、いずれも、農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

---

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書2ページから4ページになりますが、5件ございます。

この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

---

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号、「農地法第5条第1項7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書5ページになります。

報告第3号「農地法第5条第1項7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」報告い

たします。

受理番号1番、柴崎字芝原 外1地区の畑2筆、333平方メートルを、譲り受け人が自己住宅として利用する届け出があったものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。この件につきましても報告事項でございますので、御承認よろしくお願いをいたします。

---

#### 日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いをいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局（根本 大君） 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書6ページからになります。

受理番号1番から7番までは、双方からの合意解約によるものであります。

7ページから9ページの、受理番号8番から20番までは、いずれも農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので、御承認をよろしくお願いをいたします。

---

#### 日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 10ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転14件、贈与による所有権移転1件、交換による所有権移転2件、使用貸借権の設定2件でございます。

受理番号1番 柴崎字上吉山、田1筆、685㎡についてでございますが、受人が耕作地を取得するため、買い受けるものでございます。

受理番号2番 中山字後畑、田3筆、1,254㎡

受理番号3番 下君山字原ノ前、畑1筆、641㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規

模拡大のため、買い受けるものでございます。

受理番号4番 下君山字原ノ前, 畑3筆, 3, 725㎡

受理番号5番 下君山字原ノ前外1地区, 畑3筆, 3, 806㎡についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため, 使用貸借権の設定をするものでございます。

なお, 受理番号3番から5番までの受人は, 日本国籍ではありませんが, 永住資格を有しておりますので, 農地の取得資格は有しております。

受理番号6番 高田字御城, 田1筆, 172㎡

受理番号7番 高田字御城, 田1筆, 257㎡ についてでございますが, 受人が農地を相互に交換するものでございます。

受理番号8番 押砂字マトメン, 畑1筆, 51㎡についてでございますが, 経営面積は下限面積50アールを下回っておりますが, 特例として位置や形状等からみて, これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき, 当該隣接する農地に供しているものが当該農地を取得するものでございます。

受理番号9番 高田字蓮沼, 田2筆, 1, 115㎡

受理番号10番 高田字蓮沼, 田3筆, 2, 345㎡

受理番号11番 上須田字上須田, 田2筆, 2, 139㎡

受理番号12番 清久島字清久島, 畑1筆, 198㎡

受理番号13番 幸田字仕立洲, 田2筆, 1, 506㎡についてでございますが, それぞれ受人が経営規模拡大のため, 買い受けるものでございます。

受理番号14番 阿波崎字宮原, 畑1筆, 99㎡ についてでございますが, 受人が自作地に隣接し耕作便利のため, 買い受けるものでございます。

受理番号15番 幸田字立波, 田1筆, 1, 999㎡ についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため, 買い受けるものでございます。

受理番号16番 稲波字中区, 田1筆, 991㎡

受理番号17番 上須田字上須田, 田4筆, 11, 215㎡

受理番号18番 中島字浦端, 田5筆, 5, 756㎡

受理番号19番 柴崎字切上外1地区, 田8筆, 7, 600㎡

についてでございますが, 農地中間管理機構が行う特例事業により, それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで, 農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり, 受となる許可要件を満たしていると考えられます。なお, 添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について, 篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番(篠崎文夫君) 17番篠崎です。受理番号1番について報告いたします。

4月9日に, 古澤推進委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受

人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台を所有しております。農業従事日数は200日、経営面積は110アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番から5番までについて、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。受理番号2番について報告いたします。

4月5日に、海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培する認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は1,800アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、受理番号3番から5番について報告いたします。

4月5日に、海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は75アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号6番、7番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号6番について報告いたします。

4月6日に、水飼推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、落花生等を栽培をしている農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は572アール、調査の結果、受人は、農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、受理番号7番について報告いたします。受理番号6番と同地区の方が交換する申請であります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号8番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号8番について報告いたします。

4月5日に、大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に畑作で自家野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機1台、軽トラック1台、草刈機1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積7.2アールです。調査の結果は、先ほど事務局から説明があったとおり、当該申請地は、位置、面積、形状からみて、隣接する農地と一体に利用しなければ利用することが困難であるため、受人は農地の権利取得の要件を満

たしており、報告書のとおりで間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号9番から12番までについて、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。受理番号9番から11番について報告いたします。

4月5日に、大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機、調整は委託です。農作業従事日数は150日、経営面積636アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、受理番号12番について、報告いたします。

4月5日に、大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は300日、経営面積135アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号13番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。受理番号13番について報告いたします。

4月6日に、板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は180日、経営面積341アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号14番15番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号14番15番について、報告いたします。

4月6日に、黒田敏男推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積498アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、受理番号16番から19番までについては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業のため調査を省略をさせていただきます。

これで調査委員の調査の報告が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○14番（篠崎惣壽君） 受理番号9番10番についてお尋ねいたします。この土地は、農振地区に入っていると思われませんが、農業委員会としてどのような判断をしますか。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 農振農用地区内の農地でございますので、3条で取得して耕作するということですので、農振農用地区でも問題ないと思われま。

○14番（篠崎惣壽君） 工場を建てるということで土盛しているが。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 農振地区ですので、土を入れたりするのも農政課の農振との協議が必要になると思われま。農地として切り開いて耕作すると受人からは何っているところ。

○14番（篠崎惣壽君） 渡人は工場を建てるという条件で売ったということだが。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 農振農用地区になりますので、もし、工場を建てる」とすると農振を除外する協議が必要となります。農振除外の申請については、今年度は11月以降になりますので申請の期間的にも1年以上経過してからでない」と建てられませんので、すぐに建てることはできないと思いま。

○14番（篠崎惣壽君） 現に工事が行われている。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 申請の段階では、農地として使うと聞いていまして、工場を建てる」となると11月の農振除外の手続きをして、協議が整うのが1月か2月になると思われまが、さらに後ですかね、それから転用の必要がありまが、3条で買った農地なのですぐに転用はできないので農地としての使用を指導することとなります。

○14番（篠崎惣壽君） 分かりました。

○議長（根本 脩君） そのほかございませんか。

○5番（村山文雄君） 書類等は問題なしでも農業委員会として適正に慎重に対応したほうがいい。

○3番（横田悌二君） 江戸崎町の時ですが、無許可になる行為があった場合には、全員でなくてもある程度的人数で現地調査を行って指導をしていた。提案ですが、そういった事を実施してはどうか。

○議長（根本 脩君） そのほかございませんか。

それでは、委員会で許可した案件については、追跡調査を実施し内容を報告するというで委員会の考え方を作っていま。ただいまの案件については、調査員の調査報告は許可相当であるという内容でありました。一括で採決するのがいいか、この案件は別にしてその他の案件を先に採決するか、委員の皆様意見を聞かせていただきたと思いま。

意見がないようので、一括で採決させていただきたと思いま。ただし、内容につきましては今後追跡調査をして報告することを条件として皆様にご理解をいただければと思いまのでよろしくお願いま。よろしいでしょうか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許



可することに決定をいたしました。

---

日程7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 14ページをお開き願います。議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」でございます。

受理番号1番 西代字堤外、畑1筆、569㎡、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を住宅に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

申請人は、隣接地で釣り舟業を営んでおり、利用者の駐車場がないため、駐車場用地として利用してしまっていたため、今回は正追認の申請に及んだものでございます。これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○15番（関口邦子君） 15番関口です。

受理番号1番について、去る6日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで調査委員の調査の報告が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第2号、「農地法第4条の規定による許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

---

日程8 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 15ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 沼田字中辻，田4筆，433㎡についてですが，市街化調整区域で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

申請人は，現在の住まいが老朽化等に伴い，隣接地に自己住宅の建築を考慮しており，事業用車両等の置場がなく，その近接地に駐車場の計画をしております。大型車3台，普通車3台を置く計画でございます。

受理番号2番 高田字中根，畑2筆，2，869㎡で転用目的は太陽光発電，310wパネル390枚設置。

受理番号3番 神宮寺字外馬場，畑1筆，999㎡で転用目的は太陽光発電，410wパネル232枚設置。土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理，周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で，経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

次に16ページ 受理番号5番6番については，同一事業で権利種別が地上権及び所有権移転でわかれているものであり，一括での説明といたします。江戸崎字新山，畑2筆，1，146㎡で市街化調整区域・土地改良区域内ですが市街化区域に近接する区域にある農地で10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電，310wパネルを360枚設置。雨水は敷地内浸透処理，周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で，経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

これで，議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして，調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について，村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号1番について，去る6日，根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は，駐車場用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが，問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして，受理番号2番について篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号2番について，去る6日，藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は，太陽光発電施設用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが，問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について吉田委員より報告をお願いをいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。受理番号3番について、去る6日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番6番について山下委員より報告をお願いをいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号5番6番について、去る6日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願い致します。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号、「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### 日程9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 17ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付」について登記地目変更のための非農地証明書の交付6件でございます。

受理番号1番 羽賀字新畑，畑2筆，833㎡

受理番号2番 佐倉字大阪下, 畑1筆, 2.49㎡

受理番号3番 佐倉字大阪下, 田1筆, 27㎡

受理番号4番 浮島字西浜, 畑1筆, 125㎡についてですが, 申請地は, それぞれ耕作に供されず  
荒廃しております。

受理番号5番 浮島字勝木, 田7筆, 畑1筆, 1,979.19㎡についてですが, 申請地は20年  
以上前より宅地として利用されており, 撮影年月日, 平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が  
添付されております。

受理番号6番 伊佐部字伊佐部, 田1筆, 557㎡についてですが, 申請地は30年以上前より宅地  
として利用されており, 撮影年月日, 平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付されてお  
ります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について, 村山委員より報告をお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。受理番号1番について, 去る6日, 墳本委員と 推進委員の清  
原委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 現地は荒廃しており,  
周囲の状況から見ても耕作することは困難であり, 今後も耕作の見込みがないことから, 非農地と判断  
します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号2番3番について, 宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番(宮本信夫君) 9番宮本です。受理番号2番3番について, 去る6日, 山下委員と推進委員の  
坂本委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 現地は荒廃しており,  
周囲の状況から見ても耕作することは困難であり, 今後も耕作の見込みがないことから, 非農地と判断  
します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号4番5番について, 黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番(黒田和夫君) 10番黒田です。受理番号4番5番について, 去る6日, 高須委員と推進委  
員の山田委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 事務局の説明ど  
おりで間違いはなく, 受理番号4番については, 現地は荒廃しており, 周囲の状況から見ても耕作する  
ことは困難であり, 今後も耕作の見込みがないことから, 非農地と判断します。次に, 受理番号5番に  
ついては, 20年以上前から宅地として利用されており, 国土地理院発行の航空写真と合わせて確認を  
しました。調査の結果は, 農地法第2条の農地に該当せず, 非農地と判断します。よろしくご審議お願  
いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号6番について, わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号6番について, 去る6日, 関口委員と推進委員の鳥羽委員と事務局で, 申  
請書類の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし)との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

---

日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長(田中孝男君) 19ページをお開き願います。

議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。今回は、新規設定が、15件、45筆、93,517平方メートル、再設定が、4件、21筆、35,717平方メートル、合計19件、66筆、129,234平方メートルの利用権設定でございます。新規設定につきまして、説明いたします。

受理番号1番 須賀津字須賀津、田3筆、畑1筆、11,750平方メートル、1筆、畑がありますが現況は田でございます。利用目的は水稻、期間は5年、小作料は10アール当たり玄米120キロです。設定を受ける方の農作業従事日数は250日です。

受理番号2番 市崎字新田、田1筆、1,785平方メートル

受理番号3番 市崎字新田、田1筆、840平方メートル

受理番号4番 市崎字新田、田1筆、870平方メートル

につきましては、設定を受ける方は同じ方で、農作業従事日数は200日です。利用目的は水稻、期間は5年、小作料は10アール当たり玄米120キロです。

受理番号5番 柴崎字砂子外5地区、田7筆、8,303平方メートル

受理番号6番 柴崎字丹通外2地区、田6筆、12,340平方メートル

受理番号7番 柴崎字丹通外2地区、田4筆、9,881平方メートル

につきましては、設定を受ける方は同じ方で、農作業従事日数は210日です。利用目的は水稲、期間は10年、小作料は10アール当たり玄米90キロです。

受理番号8番 羽生字羽生、田4筆、11,288平方メートル

受理番号9番 羽生字羽生、田3筆、4,828平方メートル

受理番号10番 羽生字羽生、田5筆、10,595平方メートル

受理番号11番 羽生字羽生、田4筆、8,137平方メートル

受理番号12番 堀之内字堀之内、田1筆、畑1筆、5,367平方メートル。1筆、畑がありますが現況は田でございます。

受理番号13番 羽生字羽生、田1筆、4,541平方メートルにつきましては、設定を受ける方は同じ方で、農作業従事日数は200日です。利用目的は水稲、期間は7年、小作料は10アール当たり玄米120キロです。

受理番号14番 本新、畑1筆、1,983平方メートル。登記地目が畑であります但し現況は田でございます。利用目的は水稲、期間は10年、小作料は10アール当たり玄米120キロです。設定を受ける方の農作業従事日数は250日です。

受理番号15番 南太田字上、田1筆、1,009平方メートル。利用目的は水稲、期間は6年、小作料は10アール当たり玄米60キロです。設定を受ける方の農作業従事日数は200日です。

受理番号16番から受理番号19番までの再設定につきましては、議案書のとおりです。なお、受理番号19番にて、田3筆、原野4筆がありますが牧草を作付しております。

新規設定、再設定いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定につ

いて（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 23ページをお願いいたします。

議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。今回は、11件、46筆、87、107.27平方メートルについての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、小作料等につきまして、一部、説明いたします。

受理番号3番につきましては、使用貸借権の設定のため、小作料は0円です。

受理番号8番につきましては、4筆のうち、一番上に記載してあります。筆につきましては、田であります。現況は畑で作物は野菜となります。また、上から1番目と3番目の筆につきましては、使用貸借権の設定となります。

受理番号9番につきましては、5筆のうち一番下の筆につきましては、小作料は10アール当たり玄米30キロで設定されていますので、2段書きで記載してございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 26ページをお願いいたします。

議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものでございます。今回は、新規配分が11件、46筆、87,107.27平方メートル、再配分が3件、10筆、20,103平方メートルの配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、茨城県知事が配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付けることとなります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

### 日程13 議案第8号 令和3年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号、「令和3年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案第8号 令和3年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について説明させていただきます。

去る3月23日、市役所3階会議室において関係機関出席の下、令和3年度農作業利用料金の検討会を開催いたしました。この検討会の結果を受けまして、本日提案するものでございます。

今回の料金の改訂はございません。表の内容は前年度と同じになっております。なお、標準農作業利用料金額につきましては、農業委員会だよりへ折り込みをするとともにホームページ等でも周知する予定です。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。



これで質疑を終了をいたします。

これより議案第8号、「令和3年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を採決いたします。  
本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和3年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでございました。

午後3時5分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

5番委員 村 山 文 雄

6番委員 木 内 昌 秀